

平成 20 年 4 月 18 日
金融庁

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における 新規業務の認可について

金融庁及び総務省は、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険から認可申請があった新規業務について、本日、郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 110 条第 5 項及び第 138 条第 4 項の規定に基づき、申請のとおり認可しました。

【今回認可した業務の概要】

- ① 株式会社ゆうちょ銀行
 - ・ クレジットカード業務
 - ・ 変額個人年金保険等の生命保険募集業務
 - ・ 住宅ローン等の媒介業務

- ② 株式会社かんぽ生命保険
 - ・ 他の保険会社の法人向け商品の受託販売
 - ・ 新たな保険の引受け（入院特約の見直し）

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室
(内線 3226、銀行：内線 2612、保険：内線 2613)

総務省 Tel : 03-5253-5111(代表)
郵政行政局貯金保険課
